

令和3年度第2回山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議（資料）

1 相談体制の整備、会議の実施

- (1) 障害者差別地域相談員委嘱式（4/24 委嘱状送付）
- (2) 障害者差別地域相談員研修会
 - ① 全体（6/17 オンライン開催） ② 圏域別（10/28、11/4、5、10、12/1）
 - ③ 全体（R4/3/8 開催予定）
- (3) 障害者差別解消地域支援ネットワーク会議
 - ① 8/31（書面開催） ② R4/2/10
- (4) 相談業務
 - ・ 障害者差別地域相談員 43 名配置（県委嘱）
 - ・ 県障害福祉課に障害者差別解消推進員 2 名配置。
 - ・ 障害者差別地域相談員と障害者差別解消推進員が連携、情報共有し相談業務に当たる。

2 周知・啓発活動

- (1) 県政出張講座 6/29、11/11、11/17、11/30 開催、
受講者 287 名（H28 年度から 90 回、受講者約 4,537 名）
- (2) 「ネットワーク通信」 令和3年度、4号発行（通算44号）
- (3) やまなし心のバリアフリー推進事業
 - ① やまなし心のバリアフリー宣言事業所の登録推進
 - ・ 障害者差別解消推進員・障害者差別地域相談員による登録依頼、
 - ・ 令和3年10月7日現在、805 事業所登録。
 - ② 障害者週間の取組
 - ・ やまなし心のバリアフリー推進事業 ポスター・標語募集（7月～9月）
 応募数：ポスター 55 点（小中 17 点、一般 3 点）（前年度比 - 35 点）
 標語 617 点（小中 235 点、一般 115 点）（前年度比 +267 点）
 - ・ 障害者週間周知啓発キャンペーン（12/3 JR 甲府駅、）
 - ・ 障害者の主張大会（12/8 県防災新館）
 - ③ ホームページを通じた広報等
 やまなし思いやりパーキング制度・やまなし福祉マップへの協力依頼
- (4) その他
 - ① 県自立支援協議会権利擁護部会 5 回（6/2、7/14、8/17、12/22、1/11）
 - ② 県と地域の合同自立支援協議会（8/2）
 - ③ 県職員の研修会
 バリアフリー推進責任者を対象とした「心のバリアフリー推進講座」の開催
 （1/12、1/19 開催）
 - ・ 4 回予定していたが新型コロナウイルス感染拡大防止のため 2 回中止）

3 令和3年度 障害を理由とする差別に関わる相談

- ・ 令和3年度に受けた相談件数は37件（令和4年1月31日現在）
- ・ 相談内容 差別の訴え10件、合理的配慮の提供要望13件、その他14件

「差別的扱い」の訴え（一部の事例）

障 害	相 談 者	分 野	相談内容	対応
聴 覚	当事者 障害者団体 ⇒ 推進員	サービス	○県内遊戯施設で聴覚障害者に対し緊急放送が聞こえず、安全が確保できないとの理由で、アトラクションの利用を拒否された。 このことがSNSに投稿され、関係団体から県に情報提供があった。「きこえない」ことを理由に拒否するのではなく、「きこえなくても」利用できるバリアフリー対応が大切であり、これはすべてのきこえる人にも安全につながるのではないかと訴えた。	運営会社に事実確認を行った。会社は、現場担当者の認識不足で迷惑をかけたことを認め、拒否されたご本人に会社から謝罪を行った。規定を満たしていれば、障害者だからといって利用できないことはないことを確認。会社では、再発防止のため社員向けに障害者差別解消の研修を実施した。
視 覚 盲導犬 ユーザー	当事者 ⇒ 推進員	サービス	○盲導犬の入店拒否の訴え。 飲食店利用の際に、事前に電話で盲導犬ユーザーであることを伝え、お店に行ったが、「他の客に迷惑」「スペースがない」という理由で盲導犬同伴での入店を従業員から拒否された。盲導犬はペットではないと説明したが、入口につないでおくように言われ、やむなく入店を断念した。	店長から事実関係を聞きとった。盲導犬ユーザーが入店することに関しては、基本的には受け入れていることを確認。今回の件は、接客担当者の認識の誤りであった。再発防止のため対応について社員に徹底を図ることを依頼した。
知 的	当事者家族 ⇒ 推進員 →地域相談員	不動産	○他県から県内に引っ越しをしたい。不動産会社を通し賃貸アパートの契約に至るが、家族に障害者がいるということを理由にオーナーから断られた。	地域相談員から事実確認のために不動産会社に連絡をした。不動産会社では、障害を理由に契約を断れないことを承知していたが、オーナーの同意が得られず、別な物件を紹介することとしたが、本人は、「嫌な思いをしたので、今回の不動産会社とは話をしたくない」とのことであった。このため、障害のある方のアパート探しを支援している山梨県居住支援協議会を紹介した。

「合理的配慮の提供要望」(一部の事例)

障 害	相 談 者	分 野	相談内容	対応
肢 体 車いす	当事者 ⇒ 推進員	行 政	○JR 甲府駅南口のバスロータリーは、障害者にとって不便である。 甲府駅南口のバスロータリーでバスを降りる際、バスが雨よけの屋根にぶつかからないように離れて止まるため、車いすの乗降がしづらい。	県関係部署が現地確認を行い、具体的に改善が必要な個所を確認した。 バス会社からの聞き取りも行い、バスの幅寄せの障害となっている構造物を移設するなどの対応を行った。

4 「コミュニケーション支援ボード」の普及について

第1回山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議(書面開催)の折に出された、小椋委員(山梨県聴覚者障害者協会)からのご意見

『聞こえないものが安心してより円滑なコミュニケーションが取れるように、「コミュニケーション支援ボード」の常置を企業や事業者に周知するか検討してください。』

山梨県行政監視行政相談センター 主任行政相談官 石川健司 委員より

- ・山梨県行政監視行政相談センターより、県民から設置の要望があったことを内閣府、厚生労働省、経済産業省に伝えた。
- ・経済産業省からは、経済産業省政策局では、障害者差別解消法の一部改正に伴って、研修会などを通して、取組ができるように内部や関係機関、事業所に働きかけていると回答をいただいた。

5 障害者差別地域相談員研修会（圏域別研修会）での主な意見

相談窓口対応に関わって

- ・相談体制の周知。⇒相談窓口がわからない当事者もいる。そのため、相談しないでいる方もいる。各市町村で相談窓口を周知することで、相談しやすくなる。障害者差別解消の窓口があることをもっと広めていきたい。
- ・障害者差別に関わっての相談や、合理的配慮の相談が寄せられた場合、地域相談員のところにつながるように、各部署と連携を図りたい。

コロナ禍での困り感

- ・グリーンゾーン認証店での家族や当事者の悩み。
⇒基準が厳しい。マスクができない。大声を出してしまう。アルコール消毒ができない。など、周りで広く理解してもらえるようにしてほしい。
- ・入店管理カード記入の時、聴覚障害者であり、電話がかかってきても受け答えができないことを告げ連絡先のところにメールアドレスを書きたいと了承を願ったが、店員さんに電話番号を書く欄なので、メールアドレスでは困ると言われた。

障害者差別解消法に関わって

- ・アパートの賃貸でのトラブル⇒不動産屋で契約に至ってもオーナーに断られるケースが多い。障害者差別解消法の改正もあるので、周知をしていかなければならない。県からもアプローチをしたり、アンケートをしたりする。
- ・障害者差別解消法の認知度は低い。発信を強化していかなければならない。

その他

- ・コミュニケーション支援ボードの普及。使っている市町村もあるし、市町村の中で、一部の部署が使っている例もある。広い範囲で共有化、波及していけるといいと思う。（アプリなども含めて）

6 障害者差別解消法の一部改正

令和3年6月に、改正障害者差別解消法が公布され、事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。施行日は公布の日（令和3年6月4日）から起算して3年を超えない範囲で政令で定める日とされています。（資料参照）

担当：山梨県福祉保健部障害福祉課
障害者差別解消推進員 河野・志田
(TEL: 0 5 5 - 2 2 3 - 1 3 6 2)

障害者差別解消法の一部改正

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加
2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化
3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化
※令和3年6月公布、令和6年6月までに施行（施行日未定）

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・ 地方公共団体等	 禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 法的義務 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 ^(※) <small>※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。</small>	 禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 努力義務 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

令和3年の法改正により、民間事業者の障害者への合理的配慮が、「努力義務」から「法的義務」に変わります。

 **法的義務**

障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（内閣府）

障害を理由とした差別の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示すもの。

※事業者における研修

事業者においては、障害者に対して適切に対応し、また、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、**法の趣旨の周知徹底、障害者から話を聞く機会を設けるなどの各種研修等を実施することにより**、職員の障害に関する理解の促進を図るものとする。

「所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（各省庁）

個別の場面における事業者の適切な対応・判断に資するための指針

令和3年度	障害当事者団体、行政機関等関係団体からのヒアリング 法施行に向けた課題や環境整備のための調査研究
令和4年度	内閣府の「障害者施策委員会」が夏を目途に意見取り纏め 年度末までに「基本方針」の改定を閣議決定
令和5年度	事業者等への周知 各省庁の「対応指針」等の改定
令和5年度後半～令和6年度初頭	改正障害者差別解消法施行（見込）